

栃木県入札適正化委員会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、栃木県入札適正化委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、栃木県入札適正化委員会（以下「委員会」という。）の事務を適正かつ円滑に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事)

第2 要綱第1条に定める「栃木県が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）」とは、予定価格が400万円を超えるものであって、知事部局、教育委員会事務局、企業局及び警察本部が発注する建設工事をいう。

(定例会議への報告)

第3 要綱第2条第1号に定める報告は、原則として、会議開催の前々月以前6か月間に発注した公共工事の一覧表（発注工事総括表（別記様式1）、入札方式別発注工事一覧表（別記様式2））及び会議開催の前々月以前6か月間に行った指名停止等の運用状況一覧表（別記様式3）を提出して行うものとする。

(当番委員の選任)

第4 要綱第5条第1項に定める当番委員は、委員長を除く委員の50音順の輪番制とする。

(事案の抽出)

第5 要綱第2条第2号に定める審議の対象となる事案の抽出は、当番委員が、下記の方法により抽出するものとする。

(1) 抽出は、前項に定める入札方式別発注工事一覧表の中から行うものとする。

(2) 抽出は、定例会議開催の2週間前までに行うものとする。

(抽出事案の審議)

第6 定例会議においては、抽出された事案について、担当部局から抽出事案説明書（別記様式4）により説明を受け、要綱第2条第2号に定める内容について審議を行うものとする。

(再苦情の申立て)

第7 要綱第2条第3号に定める審議の対象となる再苦情の申立てについて、入札及び契約の手續に関し、建設工事を発注した部局の長又は出先機関の長（以下「部局長等」という。）に対して苦情の申立てを行った者で、部局長等が行った回答に不服がある者（当該申立てを却下された者を除く。）は、所定の申立て期間内に、所定の事項を記載した書面により、知事に対して再苦情の申立てを行うことができる。

2 要綱第2条第4号に定める審議の対象となる再苦情の申立てについては、指名停止等の措置に関し、知事に対して苦情の申立てを行った者で、知事が行った回答に不服のある者（当該申立てを却下された者を除く。）は、所定の申立て期間内に、所定の事項を記載した書面により、知事に対して再苦情の申立てを行うことができる。

(再苦情申立ての却下)

第8 知事は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立てを却下することができる。この場合、知事は、次の会議において報告するものとする。

(再苦情の審議依頼)

第9 知事は、再苦情の申立てがあったときは、当該申立てを却下する場合を除き、再苦情申立審議依頼書(別記様式6)に次の関係書類を添えて、委員会に対して審議を依頼するものとする。

- (1) 再苦情処理事案説明書(別記様式7)
- (2) 苦情申立書の写し及び苦情回答書の写し
- (3) 再苦情申立書の写し
- (4) その他の必要とする書類

(再苦情処理会議)

第10 委員会は、知事から再苦情についての審議の依頼があったときは、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 再苦情処理会議は、申立者及び部局長等から書面の提出その他委員が必要と認める方法により審議するものとする。

(審議結果の報告)

第11 委員会は、前項の審議を終えたときは、その結果を再苦情審議結果報告書(別記様式8)により、知事に報告しなければならない。

2 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行うものとする。

(議事概要の作成及び公表)

第12 委員会は、定例会議及び再苦情処理会議に係る議事の概要(栃木県入札適正化委員会議事概要(別記様式5))を作成し、公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年6月1日から適用する。
- 2 第3に定める報告は、平成15年4月1日以降の契約及び指名停止措置に係るものから対象とする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年6月1日から適用する。
- 2 平成19年5月31日以前に入札公告又は入札通知をした工事については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年10月1日から適用する。
- 2 第3に定める報告は、令和7年4月1日以降の契約に係るものから対象とする。